

# 介護保険 住宅改修とその手続きについて

令和2年2月 春日市健康推進部高齢課

## 1 介護保険の住宅改修とは

年齢を重ねると、体力・筋力が低下したり、病気により動きが不自由になったりします。そのため、住みなれた自宅でも、トイレや浴室などでの立ち上がり、居室・廊下の段差や階段の昇り降り、扉の開閉などが難しくなったりします。また、ふらついたり、つまずいたり、手が滑ったりして、転倒し骨折するなどの大きな事故になることもあります。

そのような事故を防止し、介護を必要とする方が、住みなれた住居で、個人の尊厳を保持し、持てる能力に応じ自立した日常生活ができるようにするため、介護保険のサービスとして小規模な住宅の改修を支援します。(リフォーム・増改築のための補助制度ではありません。)

### (1) 住宅改修の対象となる工事の種類

#### ① 手すりの取付け

室内や玄関外の移動、段差の乗越え時などに、歩行・移動の補助、転倒防止や姿勢保持のための手すり設置

#### ② 段差の解消

居室と廊下の高さの違い、敷居の突出や玄関の昇降差など越えがたい段差を解消するための敷居の撤去・スロープ設置・床のかさ上げ、踏み台の設置(固定)など

#### ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

車いすを利用するため、居室の畳敷から板製床材(フローリング)等への変更/浴室のタイルなどの滑りやすい素材を、ビニール系床材などの滑りにくい素材に変更/外部のアプローチ等の通路を滑りにくい舗装材に変更 など

#### ④ 引き戸等への扉の取替え

扉の開閉を楽にするために、前後に押し引きする開き戸を、左右に開く引き戸・折り戸・アコーディオンカーテンなどに取り替え、ドアノブをレバー式などに取り替え、戸車の設置など

#### ⑤ 洋式便器等への便器の取替え

立ち座りを容易にし、転倒防止のため、和式便器を洋式便器への取り替え

## ⑥ 付帯工事の一部

手すりの取付けに伴う補強板の設置など①～⑤の付帯工事

※改修工事は室内に限らず、玄関から門扉等の道路までの手すりや段差解消なども対象となります。

### (2) 対象とならないもの (詳細についてはお尋ねください)

前記(1)以外の工事は対象となりません。また、以下に示す工事は自費で行ってください。

- 申請前に着工したもの
- 新築や増築(床面積・部屋が増える)などの大規模な改造。新築や増築と同時に行うバリアフリー工事、その他建築確認が必要であるような工事など
- 前記(1)の対象となる工事①～⑤について、直接関係がない付属した工事  
例：便器の取替時に普通便槽を水洗化する工事。壁のクロス張替え工事など
- 排泄、入浴、外出などの日常的な利用(生活動線)には必要がない工事
- トイレなど既存の設備をそのままにして、別にトイレなどを新設する工事
- ユニットバスの購入(床部分や壁面積などメーカーによる按分ができる場合を除く)
- 洗淨機能等(ウォシュレット等)の追加だけを目的とした便器の取替え
- 古くなった、汚れた、壊れた、狭い、というような理由で改修する工事  
例：手すりが壊れて危険なので、新しく取り付ける
- 賃貸住宅等で、通常的生活領域ではない外廊下などの共用部分の工事や、退去時の原状復帰費用
- 一時的に滞在する(住民票を異動しない)住居の工事
- 屋内の階段への手すり設置(2階等へ上がるための手すり設置については、階段の昇降という動作そのものが転倒等の危険を伴うことから、原則対象外とし、対象者の寝室等を1階へ移す等の対応をお願いしています。)
- 住宅改修で設置した手すり等が不要になった場合の撤去費用

### (3) 支給対象者と支給限度基準額

支給対象者は、要介護・要支援認定を受けている介護保険被保険者です。

介護保険の住宅改修は、被保険者1人につき、現に居住する住所地(介護保険証・住民票の住所)の住宅に対する支給限度基準額が20万円(諸経費や消費税を含む改修工事費。)と定められています。そのうち1割、2割又は3割が自己負担となりますので、負担割合証にて支給対象者の負担割合を必ず確認してください。(負担割合の基準は原則として、領収日です。)20万円を超える工事費や介護保険対象外の工事費については、自

己負担です。

なお、支給申請を20万円の範囲内で数回に分けて行うことは可能です。

#### ☞ 複数の対象者がいる場合

介護保険の住宅改修の限度額は、対象者ごとになります。一軒に複数の対象者がいる場合、一人ひとりに合った改修が必要ですので、それぞれが支給申請することができます。ただし、費用がかかるからと、同一の工事について、分割して請求することはできません。

#### ☞ 支給限度額の例外

要介護状態区分が3段階以上あがった場合（例えば要介護1から要介護4や5になったとき）や、転居して新たに住宅改修が必要となる場合には、例外として限度額までの支給が再度可能となります。

## 2 住宅改修を進める前に

### ○改修をする目的や具体的目標を明確にしましょう。

改修の目的は、日常生活動作（排泄、入浴、外出など）に本人の能力を活かし、いきいきと自立した生活に役立つものであり、また、介護者の負担軽減を図ることです。

「何かつけておけば…」 「保険で安くできるから…」 といった漠然とした理由で改修すると、利用しなかったり、使えなかったり、かえって邪魔になったりすることもあります。改修の費用も大きな金額となりますので、無駄な改修は避けましょう。

### ○各部屋や家具の配置の変更、福祉用具の利用も検討しましょう。

今までどおりの生活パターンも大切ですが、居室を変えたり、家具の配置を変えたりすることで、改修をせずに目的を果たせたり、最小限の改修費用で済んだりすることがあります。

福祉用具として貸与されるスロープや手すり、床や壁に固定しないため多少不安定な場合もありますが、状況に合わせた設置や着脱も簡単です。

（例）2階にあった寝室を1階に変える。トイレや浴室に近い部屋を寝室（居室）にする。  
通りやすいように家具の配置を変える。

和式便器に、特定福祉用具で購入できる腰掛便座を置く。

### ○施工業者については、複数社に見積もりを出してもらいましょう。

介護のための改修では、見積価格の問題だけでなく、本人の状態にあった資材選びや取付け方、危険防止のための施工法などの専門的な知識も必要です。

「知り合いだから」、「人に勧められたから」ということで施工業者を選ぶのではなく、専門

知識や対応の仕方、見積価格など、よく比較していただくことが大切です。(知り合いだから安価だとは限りません。)

※スロープの設置については、車いす等での通行を考慮して、幅員 90cm 以上、勾配 1 / 12 以下 (参考：福岡県福祉のまちづくり条例・施行規則) など、法令等の決まりもあります。

### 3 住宅改修の手続き

○住宅改修の申請は、事前申請が必須です。

※事前の申請(協議と書類の提出)をせずに、工事を終えた後に住宅改修費の支給申請をすることはできません。

○手続きの方法は、「償還払い」と「受領委任払い」があります。

#### (1) 償還払い (施工業者の指定なし)

被保険者から施工業者へ工事費を全額支払った後、介護保険給付の 9 割、8 割又は 7 割分を市から被保険者へ払い戻す方法です。

※住宅改修費の支給は、口座振込が原則となります。

ただし、口座の開設ができない場合などには、窓口での支払いもできます。

#### (2) 受領委任払い (施工業者の指定有)

被保険者から施工業者へ工事費のうち自己負担分の 1 割、2 割又は 3 割を支払い、介護保険給付の 9 割、8 割又は 7 割分は、委任を受けた施工業者へ市から支給する方法です。

※この場合の施工業者は、市と受領委任払い契約を締結している施工業者に限られます。

※入院中や要介護認定申請中の着工や、介護保険料を滞納したため給付制限がある場合等は、この方法によることはできません。

### 4 その他

○**高齢者住宅改造費助成事業 (福岡住みよか事業)**

春日市役所 高齢課 高齢者支援担当にご相談ください。

住民税及び所得税非課税世帯で、介護保険の住宅改修を利用済みの方 (支給限度額を受領済み、又は超える場合) に、30万円までの助成をします。

新築、増築、改築は対象外で、利用は 1 住宅につき 1 回限りとなります。事前の現地確認がありますので、工事開始 (着工) 後の申請はできません。

# 住宅改修費支給申請のながれ

## 1. 住宅改修について、**担当ケアマネジャー**または**地域包括支援センター**に相

- 新築や申請前に着工済みの場合は対象外です。
- 要介護認定等の申請中でまだ結果が出ていない場合や、入院中で退院に備えて改修を実施したい場合、転入・市内転居予定で引っ越し先の住宅を引っ越し前に改修したい場合でも、償還払いで住宅改修費の申請（同時申請）ができることがありますので、ケアマネジャー等を通じて市にご相談ください。

## 2. 改修内容の決定・改修業者の選定

（被保険者、家族、住宅所有者、ケアマネジャー等、改修業者）

- 改修業者は、安易に知り合いの業者に決めず、複数業者からの見積書を比べて、業者を決めてください。

## 3. 住宅改修の**着工前**に事前申請書類を市に提出

（被保険者、ケアマネジャー、改修業者等）

- 提出書類 ○支給申請書（受領委任の場合は支給対象確認申請書） ○住宅改修が必要な理由書 ○改修内訳書（見積書） ○改修前の写真（撮影日付の入ったもの） ○平面図（断面図含む） ○住宅所有者の承諾書（被保険者所有の住宅でない場合）

## 4. 支給申請の受理通知（償還払い）

又は支給対象確認通知（受領委任払い）

申請者（被保険者）

- 通知書（完了届等を同封）が届いたら、ケアマネジャー・業者等に連絡し着工します。（入院中等での申請（同時申請）の場合、通知書はありません。）

## 5. 改修着工・竣工（改修業者）

- 改修内容の変更があった場合は、ケアマネジャー・市へ連絡します。
- 改修後のチェックを、ケアマネジャーと行ってください。
- 改修費（償還払いの場合は全額、受領委任払いの場合は1割、2割又は3割）の支払い

## 6. 改修完了届を市に提出（受領委任払いの場合は支給申請書）

（被保険者、ケアマネジャー、改修業者等）

- 提出書類 ○完了届（受理通知に同封 受領委任の場合は支給申請書） ○改修後の写真（撮影日付の入ったもの） ○領収証（原本）
- 認定申請中や入院中に改修した場合は、退院または認定後に完了届と同時に申請します。  
（着工前に市に事前申請書類を提出の上、内容確認を受けているもののみが対象です。なお、万が一、認定結果が「非該当」だったり、退院できなかったときは、支給対象外となります。）

## 7. 改修費支給の決定（市）

申請者

- 支給金額等をお知らせする支給決定の通知をします。

## 8. 給付費の支払（対象費用の9割、8割又は7割分）

（償還払いは本人口座、受領委任払いは改修業者口座に振り込み

## 9. 改修後の検査（給付適正化のため、無作為に抽出して実施します。）

※ **住宅改修は、必ず、着工前に高齢課窓口へ事前申請してください。**

※ **申請書類は春日市のホームページ** (<http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/>)

**からダウンロードできます。**

（お問合せ先）

春日市健康推進部 高齢課指定指導担当  
〒816-8501 福岡県春日市原町3丁目1番地5  
TEL092-558-1363 FAX092-584-3090